

(別紙)

改正後	現行
<p>老発0820第5号 平成21年8月20日 【第一次改正】老発1222第2号 平成22年12月22日 【第二次改正】<u>老発0531第2号</u> <u>平成23年5月31日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省老健局長</p> <p>平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の 運営について</p> <p>(略)</p>	<p>老発0820第5号 平成21年8月20日 【第一次改正】老発1222第2号 平成22年12月22日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省老健局長</p> <p>平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の 運営について</p> <p>(略)</p>
<p>別紙</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>(略)</p>	<p>別紙</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>(略)</p>

別紙様式

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領  
に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい  
願いたい。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (1) (略)  
(2) (略)  
(3) (略)

別紙様式

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領  
に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい  
願いたい。

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (1) (略)  
(2) (略)  
(3) (略)

(4) - ① 地域支え合い体制づくり事業 (総括表)

	22年度		23年度		計
	都道府県実施	市町村実施	都道府県実施	市町村実施	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
東日本大震災による被災者生活支援	(千円)	(千円)	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(4)ア	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)イ	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)ウ	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。(平成22年度の金額計欄には、東日本大震災による被災者生活支援分は含まない)

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(注)東日本大震災による被災者生活支援について、平成22年度内(平成23年3月1日から平成23年3月31日の間)に執行した分については、平成22年度欄にも再掲すること。

(4) - ② (略)

(5) (略)

5 (略)

別記1

介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設の  
スプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

(4) - ① 地域支え合い体制づくり事業 (総括表)

	22年度		23年度		計
	都道府県実施	市町村実施	都道府県実施	市町村実施	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容)					
別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(4) - ② (略)

(5) (略)

5 (略)

別記1

介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設の  
スプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 補助額の算定方法
  - (1) (略)
  - (2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業に係る補助額の算定方法  
既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業の補助額は、交付金実施要綱上の第4の(2)のア及びイに準じて作成した整備計画に記載された事業について、別添2の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額の合計額を交付額とする。  
なお、都道府県が都道府県補助対象事業に対して補助金を交付する場合にあっては、事業ごとに算出した額を交付額とするものとする。
  - (3) (略)
  - (4) (略)
- 5 その他
  - (1) (略)
  - (2) (略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 補助額の算定方法
  - (1) (略)
  - (2) 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業に係る補助額の算定方法  
既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業の補助額は、交付金実施要綱上の第4の(2)に準じて算出するものとする。ただし、この場合、第4の(2)のエの(ア)のaからeに係る内容については適用しないものとする。  
なお、都道府県が都道府県補助対象事業に対して補助金を交付する場合にあっては、事業ごとに算出した額を交付額とするものとする。
  - (3) (略)
  - (4) (略)
- 第6 その他
  - (1) (略)
  - (2) (略)

別記2

地域支え合い体制づくり事業

- 1 目的  
 従来は、高齢者や障害者(児)等の社会的弱者に対して、地域社会が見守り、生活を支えてきたところであるが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。  
 本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守

別記2

地域支え合い体制づくり事業

- 1 目的  
 従来は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対して、地域社会が見守り、生活を支えてきたところであるが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。  
 本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワー

り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とする。

併せて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において避難所や仮設住宅等の高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図ることを目的とする。

## 2 特別対策事業の内容

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業

ア 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援

(ア) 事業内容

仮設住宅等（避難先や在宅を含む。以下同じ。）の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

(イ) 事業の対象者

東日本大震災により被災した高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等（県外避難者に対する支援を含む。）

(ウ) 取組例

- ・ 仮設住宅等の要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助

クの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とする。

## 2 特別対策事業の内容

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 避難生活が長期化する地域において、会議・宿泊施設等の借上により施設介護サービスの提供をする事業
- ・ 緊急避難的に要援護者を認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム及びケアホーム等（以下、グループホーム等という。）に受け入れ、当該要援護者のうち家賃、食材料費、光熱水費（以下、家賃等という。）の費用負担が困難となった者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の人等による被災地における支援に資する事業

(エ) 留意事項

- a 次に該当する場合には、本事業の対象とはならない。
  - ・ 災害救助費、介護報酬、自立支援給付又は診療報酬等の公的給付を受けてサービス提供を行う場合の公的給付の対象となる費用
- b 被災地の自治体からの要請を受けて仮設住宅等（避難所は含まない。）で活動する専門職種の人件費、旅費、宿泊費及びその他の事業費について、本事業の対象となること。ただし、この場合には、派遣を要請した自治体と派遣を受ける自治体との間で交わされた派遣に係る合意が文書により確認出来るものに限り本事業の対象として認められるものであること。
- c 震災の影響によりグループホーム等の利用に係る家賃等の費用負担が困難となった者とは、震災により介護保険サービスの利用者負担の免除を受けた者（以下、利用者負担免除者という。）のほか、被災

後の家賃等の費用負担が被災前と比較して著しく増加するなど、利用者負担免除者と同等の措置が必要であると市町村が認めた者とする。

また、助成対象となる費用は家賃等の利用者負担額とし、当該利用者の負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を助成するものとする。

#### イ 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり

##### (ア) 事業内容

仮設住宅や避難所等の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点を設置する。

##### (イ) 事業の対象者

東日本大震災により被災した高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等（県外避難者に対する支援を含む。）

##### (ウ) サポート拠点の機能

仮設住宅における介護等のサポート拠点の機能は以下の通りである。

なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことが可能である。

##### i 総合相談（LSA（生活援助員）、心のケア等）

（参考）LSAの行うサービスの内容

- ・ 生活指導・相談
- ・ 安否の確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急時の対応
- ・ 関係機関等との連絡
- ・ その他日常生活上必要な援助

##### ii デイサービス

##### iii 訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）

##### iv 地域交流サロン

##### v 配食サービス

##### vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点

##### vii その他要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生

活の支援に資する機能

(エ) 留意事項

a 介護等のサポート拠点の設置は、仮設住宅の集会所等を活用するほか、仮設住宅を改修し相談室やデイサービス等を付帯施設として設置、新たに仮施設等の簡易に設置・取り壊しが可能な建物を設置、近隣の賃貸スペースを活用等、地域の実情を踏まえた設置手法が認められること。

なお、新たに仮施設等を設置する場合において、簡易に設置・取り壊しが可能な建物以外の建物の設置は認めない。

b 仮設住宅における介護・福祉サービスの拠点は、仮設住宅に居住する期間において一時的に整備する施設であるが、当然のことながら、この間、利用者の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分に考慮し、運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

c 仮設住宅における介護等のサポートの拠点の設置にあたっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。なお、当該拠点について、建築基準法第85条第2項に定める「公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」としての同項の適用の可否については、あらかじめ特定行政庁と協議しておくことが望ましい。

d ii 及び iii の機能は、介護保険法に基づく指定事業所として運営する又は一般の福祉事業として運営する場合とが想定されること。このうち、介護保険法に基づく指定事業所として運営する場合には、介護報酬の対象となる費用については本事業の対象とされない。

また、介護保険法に基づく指定事業所として整備する場合には、関係法令を遵守すること。

e 医師または歯科医師による診療機能（仮設診療所）との連携を図るため、介護等のサポート拠点の設置にあたっては、仮設診療所の設置場所等を考慮することが望ましいこと。

f 介護等のサポート拠点の運営にあたっては、地域包括ケアシステムの構築も念頭に置いて、地域、行政、医療・介護事業者、企業等の関係機関による連携を図るためネットワークの構築に努めること。また、地域住民相互の支え合いによる生活支援体制の構築を支援するため、自治会や自立した高齢者等が活動する拠点として提供することや、組織化を支援すること等に取り組むことが望ましいこと。

ウ その他、特に被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業

(5) (1) から (4) の基本事業に係るその他の事業

(1) から (4) の事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。

3 (略)

4 (略)

5 補助基準額及び算定方法

(1) (略)

(2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。

なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 事業を締結する単位ごとに、別添の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

(4) (1) から (3) の基本事業に係るその他の事業

(1) から (3) の事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。

3 (略)

4 (略)

5 補助基準額及び算定方法

(1) (略)

(2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。

なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 事業を締結する単位ごとに、別添の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

(3) 2 (4) の事業に係る実支出額については、平成23年3月11日以降の支出額を計上して差し支えないこと。

別添

地域支え合い体制づくり事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2(1)イ①の事業	1事業あたり 3,500千円以内	別記2の2(1)イ①の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(1)イ②の事業	1事業あたり 5,000千円以内	別記2の2(1)イ②から⑤の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(1)イ③の事業		
別記2の2(1)イ④の事業		
別記2の2(1)イ⑤の事業		
別記2の2(2)の事業	1拠点あたり 1,000千円以内 <span style="border: 1px solid pink; padding: 2px;">地域包括支援センターのサブセンター又はプラチセンターを整備する場合には1拠点あたり2,000千円以内</span>	別記2の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費
別記2の2(1)イ⑥の事業	都道府県知事が 定めた額	別記2の2(1)イ⑥、(3)及び(4)ウの事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(3)の事業		
別記2の2(4)ウの事業		

別添

地域支え合い体制づくり事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2(1)イ①の事業	1事業あたり350万円以内	別記2の2(1)イ①の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(1)イ②から⑤の事業	1事業あたり500万円以内	別記2の2(1)イ②から⑤の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(2)の事業	1拠点あたり100万円以内 (地域包括支援センターのサブセンター又はプラチセンターを整備する場合には1拠点あたり200万円以内)	別記2の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費
別記2の2(1)イ⑥及び(3)の事業	都道府県知事が 定めた額	別記2の2(1)イ⑥及び(3)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(4)の事業	都道府県知事が 定めた額	別記2の2(4)の事業の実施に必要な報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2(4)7の事業	都道府県知事が認めた額	別記2の2(4)アの事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2(4)イの事業	都道府県知事が認めた額	<p>別記2の2(4)イの事業の実施に必要な費用として、次に定めるもの</p> <p>(新規の仮設施設の整備) 仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>(既存の仮設施設の改修による整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点に必要な設備整備及び改修整備に係る費用</p> <p>(賃貸物件によるサポート拠点の整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点を設置し、事業を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)、設備整備及び改修整備等に係る費用</p> <p>(サポート拠点の運営) サポート拠点の運営に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金</p>
別記2の2(5)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(5)の事業の実施に必要な報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費